

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年8月29日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	所内ボイラ（B）のサンプリング装置内において、水のリークが認められたため、当該装置を点検・修理	D	
2	3号機	所内用空気系圧縮機出口配管ドレン弁において、シートリークによる水のにじみが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
3	4号機	計器の設定値を根拠として使用している定期検査の判定値に関する確認において、総合負荷性能検査要領書における気体廃棄物処理系活性炭吸着塔出口放射線モニタの警報設定値に計器校正データ等との不整合が認められたため、対応検討	C	
4	4号機	主復水器細管洗浄装置循環ポンプ（F）の吐出圧力指示計において、指示不良（ドリフト）が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
5	5号機	高圧復水ポンプ廻り潤滑油温度計の点検時、カバーガラス等に割れ及び傷等が認められたため、当該温度計を交換	D	
6	5号機	タービン蒸気加減弁（No. 3）点検時、スプリングボックス締付ボルト（1本）に破断が認められたため、当該ボルトを交換	D	
7	5号機	制御棒駆動水圧系加熱器バイパス弁の点検時、弁体シート面に浸食による減肉が認められたため、弁体を交換及び対応検討	D	
8	5号機	制御棒駆動駆動機構の弁点検時、充填水入口仕切弁（30-03）の弁座入口側に浸食及び弁体の落ち込みが認められたため、対応検討	D	
9	6号機	原子炉補機冷却水系及びタービン補機冷却水系の各サージタンクへの純水補給時、純水移送ポンプ出口積算流量計に動作不良の可能性が認められたため、当該積算計を点検及び原因調査	D	
10	6号機	タービン建屋地階設置のドレンファンネル（1箇所）において、ワイパーの外れが認められたため、ワイパーを取付け	D	
11	6号機	廃棄物処理建屋地階設置のドレンファンネル（1箇所）において、腐食が認められたため、当該ファンネルを点検・修理	D	
12	集中環境施設	補助建屋電気品エリア排風機（B）において、モータファンカバーに腐食が認められたため、当該カバーを点検・修理	D	
13	その他	使用済燃料輸送容器保管設備清浄エリア送風機用電動機点検時、シャフトに摩耗が認められたため、当該シャフトを修理	D	
14	その他	海生物焼却設備排水処理装置脱水機（B）において、吸引ブロワにトリップ事象が認められたため、当該ブロワを点検・修理	D	
15	その他	水処理設備排水処理装置総合排水受槽（B）のレベル計において、表示不良が認められたため、レベル検出器を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・ 原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・ 人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで